

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 ()	761 単位	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 85 単位 - 75 単位 - 81 単位 - 82 単位	夜間支援体制加算() 1日につき + 50 単位	夜間支援体制加算()	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	
		要介護2 ()	797 単位									
		要介護3 ()	820 単位									
		要介護4 ()	837 単位									
		要介護5 ()	854 単位									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 ()	749 単位									1日につき + 2.5 単位
		要介護2 ()	784 単位									
		要介護3 ()	808 単位									
		要介護4 ()	824 単位									
		要介護5 ()	840 単位									
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 ()	789 単位	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 85 単位 - 75 単位 - 81 単位 - 82 単位	夜間支援体制加算() 1日につき + 50 単位	夜間支援体制加算()	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	
		要介護2 ()	825 単位									
		要介護3 ()	849 単位									
		要介護4 ()	865 単位									
		要介護5 ()	882 単位									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 ()	777 単位									1日につき + 2.5 単位
		要介護2 ()	813 単位									
		要介護3 ()	837 単位									
		要介護4 ()	853 単位									
		要介護5 ()	869 単位									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算()	(1日につき 39単位を加算)										
	(2) 医療連携体制加算()	(1日につき 49単位を加算)										
	(3) 医療連携体制加算()	(1日につき 59単位を加算)										
ホ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)									
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合							
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)										
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の80 / 100)										
ラ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)										

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。